

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課）

制 度 名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長							
税 目	法人税、所得税 （・ 沖縄振興特別措置法 第 48 条、第 49 条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第 21 条 ・ 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、 第 68 条の 13、第 68 条の 27、第 68 条の 63 ・ 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、 第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 56、 第 39 条の 90 ・ 租税特別措置法施行規則 第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 60 の 2							
要 望 の 内 容	<p>【延長要望】 国際物流拠点産業集積地域において、以下の課税の特例の 3 年間延長を要望する。</p> <p>(1)～(3)は選択制</p> <p>(1)投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8%、 ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% <p>イ 法人税額の 20%限度(繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(2)特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械及び装置 50%</p> <p>イ 取得価額の上限度額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(3)所得控除</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間)</p>							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 30%;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(▲ 90 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(▲ 90 百万円)	(改正増減収額)	(百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円							
(制度自体の減収額)	(▲ 90 百万円)							
(改正増減収額)	(百万円)							

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄では、急速に成長する中国等東アジアの中心に位置する地理的優位性を活かし、沖縄の国際物流拠点化、国際物流拠点産業の新たなリーディング産業への育成等を実現すべく、国際物流拠点産業集積地域を中心に様々な取組を進めている。</p> <p>その結果、近年では、2009年10月に開始された国際貨物ハブ事業等の成果もあり、那覇空港の国際貨物取扱量が成田空港、関西空港、羽田空港に次ぐ規模となっている他、平成26年度の税制改正による措置適用の要件緩和等により、那覇空港や那覇港湾、中城湾港周辺に製造業・物流業等の企業が集積し始めるなど、沖縄の国際物流拠点化は着実に進展している。</p> <p>今後は、平成30年度に航空機整備基地、平成31年度末に那覇空港第2滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>									
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1261 536 1458"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1261 1485 1458"> <p>中小企業・地域経済 地域産業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1458 536 1655"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1458 1485 1655"> <p>1 達成目標 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 ・ 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加</p> <p>2 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1655 536 1778"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1655 1485 1778"> <p>平成33年3月31日までの2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1778 536 2128"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1778 1485 2128"> <p>1. 達成目標 平成33年度までに次の目標を達成する。 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする。 ・ 国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度までに ・ 本制度を活用した企業数 30社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 870人</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>1 達成目標 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 ・ 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加</p> <p>2 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成33年3月31日までの2年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1. 達成目標 平成33年度までに次の目標を達成する。 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする。 ・ 国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度までに ・ 本制度を活用した企業数 30社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 870人</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 地域産業</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>1 達成目標 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 ・ 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加</p> <p>2 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成33年3月31日までの2年間</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>1. 達成目標 平成33年度までに次の目標を達成する。 ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする。 ・ 国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度までに ・ 本制度を活用した企業数 30社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 870人</p>									

		<p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p>																																								
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は着実に増加しているところ。</p> <p>(1) 新規立地企業数（累計） (単位：社)</p> <table border="1" data-bbox="549 752 1382 927"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>17</td> <td>33</td> <td>59</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>37</td> <td>43</td> <td>55</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54</td> <td>76</td> <td>114</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p> <p>(2) 新規雇用者数（累計） (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="549 1055 1406 1223"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>285</td> <td>420</td> <td>829</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>607</td> <td>599</td> <td>652</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,133</td> <td>1,260</td> <td>1,722</td> <td>2,338</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p>		H25	H26	H27	H28	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61	うるま・沖縄地区	37	43	55	65	合計	54	76	114	126		H25	H26	H27	H28	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066	うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031	合計	1,133	1,260	1,722	2,338
	H25	H26	H27	H28																																						
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61																																						
うるま・沖縄地区	37	43	55	65																																						
合計	54	76	114	126																																						
	H25	H26	H27	H28																																						
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066																																						
うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031																																						
合計	1,133	1,260	1,722	2,338																																						
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>今後、平年度で所得控除9件(339百万円)、投資税額控除31件(204百万円)、特別償却8件(187百万円)の活用を見込む。</p> <p>本特例措置を通じて、高付加価値なものづくり企業や物流企業などの進出を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、国際物流拠点産業の集積を促進し、沖縄県の産業・貿易の推進につなげていく。</p>																																								
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>○事業所税の資産割の課税標準の特例。 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。 ○貿易手続きの簡素化 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減。 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。</p>																																								

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																
	要望の措置の妥当性	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>																																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>2(4)</td> <td>3(8)</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>40</td> <td>93[60]</td> <td>215 [120]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>4(4)</td> <td>21(8)</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>7 [8]</td> <td>157[16]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>5(0)</td> <td>5(0)</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>141 [0]</td> <td>162 [0]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>適用件数及び控除額欄における括弧内の数字は、前回要望時に見込んだ件数及び金額。</p> <p>【適用実績が僅少な理由】</p> <p>(1) 所得控除</p> <p>国際物流拠点産業集積地域制度においては、他の業種への波及効果が高い「核」となる業種を「専業」で行う事業者に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきた。</p> <p>しかし、業種によっては垂直統合が進み、複数の業種を一体的なサービスとして提供することで顧客に付加価値を提供している場合がある。しかしながら、現行制度の要件は、このような現状に対応しておらず、企業誘致のインセンティブとして効果は高いが、特別事業認定の取得につながらない面がある。</p> <p>今後は、これまでの周知活動に加え、税理士や企業への個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かな周知に努めて企業誘致の促進を図り、引き続き国際物流拠点の形成を推進していきたい。</p> <p>(2) 投資税額控除・特別償却</p> <p>投資税額控除については、適用件数が平成27年度から平成29年度にかけて大幅に増加しているが、特別償却の適用は低調である。両措置の適用に差があるのは、投資税額控除と特別償却が個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々にも最も</p>	項目		H27	H28	H29	所得控除	適用件数	2	2(4)	3(8)	適用額	40	93[60]	215 [120]	投資税額控除	適用件数	1	4(4)	21(8)	適用額	1	7 [8]	157[16]	特別償却	適用件数	0	5(0)	5(0)	適用額	0	141 [0]	162 [0]
		項目		H27	H28	H29																												
所得控除	適用件数	2	2(4)	3(8)																														
	適用額	40	93[60]	215 [120]																														
投資税額控除	適用件数	1	4(4)	21(8)																														
	適用額	1	7 [8]	157[16]																														
特別償却	適用件数	0	5(0)	5(0)																														
	適用額	0	141 [0]	162 [0]																														

効果的な制度が選択されているからであり、適用数が少ないことを以て不要な措置ということとはできず、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。

沖縄振興開発金融公庫が発表した設備投資計画調査結果をはじめとする各種経済指標等によると、企業の投資マインドは今後も高水準で推移することが見込まれることから、引き続き両措置を選択可能なインセンティブとして企業誘致・設備投資等の促進を図り、国際物流拠点の形成を推進していきたい。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年間の適用実態調査結果)

(単位:件、百万円)

項目		H26	H27	H28	
国税	所得控除	適用件数	2	3	3
		適用額	18	72	98
	投資税額控除	適用件数	3	3	11
		適用額	5	23	64
	特別償却	適用件数	0	2	2
		適用額	0	41	14

根拠条文：42の9、45、60、68の13、68の27、68の63

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

国際物流拠点産業集積地域における租税特別措置の適用実績は、平成26年度から平成28年度までの3年間で、投資税額控除で約92百万円、所得控除で約188百万円が活用されている。

また、平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、立地企業数や雇用者数は順調に推移していることから、本特例措置が企業の進出や事業展開、ひいては国際物流拠点産業の集積に一定程度の効果があったものと推察される。

なお、沖縄県が実施したアンケート調査によれば、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の41%が本税制と回答しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。

(直近3年間の企業数、雇用者数の推移)

(単位:社、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
立地企業数	76	114	119
雇用者数	1,260	1,722	2,338

(沖縄県の企業アンケート調査より)

前回要望時の達成目標

平成33年度

- ・進出後に本制度を活用した企業数 30社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870人

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

○達成状況

	H26	H27	H28	H29
活用企業数(社)	5	8	16	29
雇用者数(人)	80	128	256	464

※平成26～28年度の企業数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、雇用者数は「国際物流特区(旧うるま地区)」内の立地企業における平均従業員数(16人)から試算。

※平成29年度については、沖縄県調査。

前回要望時(平成28年度)の最新データである平成27年度実績では、新規立地企業数が8社、雇用者数が128人であった

		<p>が、平成 29 年度にはそれぞれ 29 社、464 人まで増加しており、順調に推移している。</p> <p>※所期の目標の変更について 沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「国際物流拠点産業の新規立地数」及び「国際物流拠点産業の雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。 本制度は製造業や物流関連業などの国際物流拠点産業を集積することで、雇用創出及び国際物流拠点形成による自立型経済の構築を目指すものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○平成 10 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 ○平成 14 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成 19 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） ○平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 延長